

事業者の安全管理体制の強化のための安全管理規程ひな形の充実

見直し内容に関する基本的な考え方

- **安全管理規程（ひな形）の充実について**、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「**2段階**」に分けて改正する。
- フェーズ1では、実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、**フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項※（令和8年4月施行）を反映**する。 ※資格者証を有する安全統括管理者・運航管理者の選任義務等

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年11月ひな形改正済

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・記録の作成、備置き及び保存（期間）について追記
 - ・運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間について追記
- 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を追記
 - ・事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について追記

等

【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正【今回】

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて追記
- 安全管理規程の実効性確保
 - ・乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制について追記

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、既存事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正。（既存事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限（令和8年度末）までに改正）
- フェーズ2：既存事業者は、**事業の実施に必要な資格者を確保次第、令和8年度末までに規程変更・届出**を行う。

1. 安全管理規程ひな形(フェーズ2)の改正方針と概要

改正方針

- R8.4.1に施行される改正海上運送法において、安全統括管理者と運航管理者の選任要件が変更されるとともに、その権限及び責務が明示された。
- よって、今般施行される改正法の内容を「**反映**」するとともに、義務づけ内容を更に「**明確化**」することにより、安全管理規程ひな形の充実を図り、以て「旅客船の総合的な安心・安全対策」を着実かつ実効的に実施する。

改正概要

令和4年12月22日付「旅客船の総合的な安心・安全対策」に掲げられた「事業者の安全管理体制の強化」に従って、以下の通り、安全管理規程の実効性を確保するための改正を行う。

「旅客船の総合的な安心・安全対策」(令和4年12月12日付・知床遊覧船事故対策検討委員会)※抜粋

(1)事業者の安全管理体制の強化【安全管理規程の実効性確保】

- ⑧ 安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実
 - ・安全管理規程(ひな形)の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置づけるとともに、安全管理規程(ひな形)の内容の充実を図る。
- ⑨ 運航管理者の助言の尊重義務の法令化
 - ・事業者は、運航管理者に必要な権限を与え、その助言を尊重しなければならないことを、法令で規定する。
- ⑩ 運航管理体制の強化
 - ・運航管理の責任体制を明確化する。

2. 今般の改正のポイント ～「旅客船の総合的な安心・安全対策」に従って～

● 章立ての変更

- 「旅客船の総合的な安心・安全対策」の提言に基づき、安全管理規程の重要規定については、すでに法令化したところ。
- 他方、現行ひな形(フェーズ1)の章立ては法令の構成と異なるため、法令化した事項との対照関係が分かりづらい。
- そこで今般、法令の構成に沿う形に章立てを改める。

● 規程による義務づけ内容の明確化

- 安全管理規程の実効性を確保するためには、事業者は勿論のこと、第3者が見ても義務づけ内容が容易に理解できるよう、個々の規定内容について、可能な限り具体化する必要がある。
- この点、現行のひな形(フェーズ1)は義務づけ内容がやや抽象的なため、改善の余地があった。
- よって今般、義務づけ内容の更なる明確化を行う。

● 新たな法施行内容の反映

- 令和8年4月1日施行の改正海上運送法により、安全統括管理者及び運航管理者に関する「選任要件」ならびに「権限及び責務」が明示された。
- 「運航可否判断」についても、これまでは船長と運航管理者双方が実施していたところ、運航管理者の職務内容として法律上明記された。
- 他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明記した。

(参考) 令和8年4月施行 改正海上運送法の内容①

安全統括管理者の職務内容

①事業の運営方針決定、②事業の実施・管理のための体制整備、③事業の実施及び管理方法の確立・改善、④事業の実施及び管理状況の記録・保存、⑤情報の公表と明示された。

■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一～三 (略)

2 安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。

四 その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3、4 (略)

■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(改正施行規則7条の4)

第七条の六 法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。

二 法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

（参考）令和8年4月施行 改正海上運送法の内容②

運航管理者の職務内容

①運航に関する計画の策定、②運航体制の整備、③運航管理の実施、④運航管理に関する記録の作成・保存と明示された。

■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者)

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一、二 (略)

2 運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 船舶の運航に関する計画を策定すること。
- 二 前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。
- 三 気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。
- 四 その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 (略)

■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者の職務)

第七条の九 法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする

(参考) 法令化された安全管理規程の重要事項①

安全管理規程に定めるべき内容 (海上運送法)

(安全管理規程)

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、その事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項
- 五 第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を遵守しなければならない。

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

- 一 当該事業の用に供する船舶が総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。)二十トン未満の船舶(以下「小型船舶」という。)以外の船舶及び小型船舶である場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
- 二 当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
- 三 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2～4 (略)

(運航管理者)

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

- 一 運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者
- 二 運航を管理させる船舶が小型船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

2～5 (略)

(参考) 法令化された安全管理規程の重要事項②

安全管理規程に定めるべき内容② (施行規則7条の4)

■ 輸送の安全を確保するための次に掲げる事項

(1) 事業の運営の方針

- ・基本的な方針
- ・輸送の安全確保のための定めへの遵守
- ・取組み

(2) 事業の実施及びその管理の体制

- ・組織体制
- ・勤務態勢
- ・経営責任者の責務
- ・安統管・運管の権限及び責務

(3) 事業の実施及びその管理の方法

- ・事故等の情報を伝達及び共有する方法

- ・運航の管理に関する事項

- ① 運航計画、配船計画、配乗計画の作成等
- ② 運航管理に必要な情報の収集及び伝達の方法
- ③ 船舶の運航を中止する場合の対応
- ④ 運航基準図の作成及び備付け
- ⑤ 危険物の取扱い
- ⑥ 旅客の乗下船及び貨物の積み下ろし並びに離着岸時の作業方法
- ⑦ 従業者の酒気帯び及び疾病等を確認する方法
- ⑧ 輸送施設の点検整備を確実に実施する方法
- ⑨ 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応
- ⑩ 旅客等が遵守すべき事項の周知

- ・事故・災害等防止対策の検討及び実施

- ・事故・災害等発生時の対応

- ・事業の実施及び管理状況の確認

- ・教育訓練の実施方法

- ・文書の整備及び管理

- ・事業の実施及び管理の改善

(4) 安全統括管理者及び運航管理者の選任・解任

フェーズ1

- 第1章 総則
- 第2章 経営の責任者の責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

フェーズ2

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
 - 第1節 基本的な方針に関する事項
 - 第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 第1節 組織体制に関する事項
 - 第2節 勤務体制に関する事項
 - 第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
 - 第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
 - 第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
 - 第1節 輸送の安全に関する重要事項
 - 第2節 船舶の運航管理に関する事項
 - 第3節 作業に関する事項
 - 第4節 点検・整備に関する事項
- 第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
- 第6章 教育及び訓練
- 第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項)
- 第8章 雑則

本規程

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。
他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

(運航管理者の権限及び責務)

第12条 運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 船舶の運航に関する計画(運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。)を策定すること。
- (2) 前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用(又は使用)に関する必要な指示をすること。
- (3) 第1号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。
- (4) 定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。
- (5) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第1項の計画変更又は船舶運航の中止(第2号の船舶の利用(又は使用)に関する取消しを含む)を決定し、それを船長に指示すること。
- (6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。
- (7) 従業者に対し、健康状態(酒気帯びの有無を含む。)その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。
- (8) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
- (9) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
- (10) その他、第4章、第5章及び第6章に定める業務に関すること。

(船長の権限)

第14条 船長は、第12条の規定に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。

運航基準

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。
他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

(発航中止条件等)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

- 2 運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の○時間前時点及び発航予定時刻直前の○分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

- 3 運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、担当船舶の船長に対し、旅客の下船その他の適切な措置をとることを指示する。
- 4 運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止する。
- 5 船長は、第3項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の発航の中止を決定することができる。

事故処理基準

事業者ごとに認識が異なっていた「衝突」の定義を明確化することにより、事故後に必要な措置(連絡等)の漏れを防止する。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員、作業員等の死亡、行方不明又は負傷その他の人身事故の発生(疾病、不法行為によるものを除く。)
- (2) 衝突(通常の運航で予定していない部位への接触を含む)、乗揚げ、火災、浸水、漂流、転覆、沈没、行方不明、機関停止等による自航不能の発生、その他救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 不法行為(強取(乗っ取り)、殺人、傷害、暴行、脅迫、危険物所持等)による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- (2) 避難港へ入港するに至った事態
- (3) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- (4) 離着岸作業中の係船策の破断
- (5) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態
- (6) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの